

加古川市耐震改修促進計画の改定について

1 計画名

加古川市耐震改修促進計画(改定)

2 改定日

令和8年3月31日

3 計画期間

令和8年度～令和17年度(10年間)

4 改定趣旨

本市における「加古川市耐震改修促進計画」は、計画期間として平成 28 年度から令和 7 年度の10年間とし、住宅および多数の者が利用する建築物の耐震化率 97%を目標として取り組んできた。しかしながら、計画の最終年度であった令和7年度において本市における耐震化率は、直近の推計によると、住宅では 87.3%、多数利用建築物で 94.2%となっており、計画に定めた目標を下回った。

近年、南海トラフ地震や内陸活断層地震の発生の切迫性が指摘される中、地震時における市民の安全を確保するためには、引き続き住宅および多数利用建築物の耐震化を計画的に進める必要があることから本計画を改定した。

5 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項の規定により、国の基本的な方針および兵庫県耐震改修促進計画(令和8年3月改定)に基づき定めるものである。また、本計画は加古川市における住宅・建築物の耐震診断および耐震改修を促進するための計画として、「加古川市総合計画」および「加古川市地域防災計画」との整合を図るものである。

6 改定内容

(1) 計画の概要

計画期間は、令和 8 年度から令和 17 年度の 10 年間

令和 12 年度に進捗状況を確認し、必要に応じて計画の見直しを行う。

(2) 耐震化の現況と目標

住宅、多数利用建築物の耐震化目標率を令和 17 年度に「おおむね解消」とする。

意識啓発活動の目標

- ・耐震性のない住宅に対して、ダイレクトメールや戸別訪問等の行政から居住者に対する「プッシュ型意識啓発」を行う。

(3) 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

安心して耐震化を図るための環境整備

- ・ 相談体制の確保
- ・ 安心して事業者を選択できる環境の整備
- ・ 他分野施策との連携
- ・ 事業者との連携
- ・ 事業者の信頼性向上
- ・ 低コスト工法の普及・活用促進
- ・ 事業者の育成

(4)耐震化に関する意識の啓発及び知識の普及

- ・ 旧耐震基準住宅居住者へのプッシュ型意識啓発
 固定資産税台帳、不動産登記情報等を活用した旧耐震基準住宅リストを整備し、旧耐震基準住宅リストを活用した、行政から居住者に対するプッシュ型意識啓発を推進
- ・ 市民全体への幅広い周知
 市広報紙、HP や SNS の活用、町内会回覧、イベント実施等の機会を捉えた普及啓発活動を引き続き実施

7 スケジュール

令和7年 12月 11日	常任委員会 計画改定案及びスケジュール報告
令和8年 1月 29日～令和 8年 2月 27日	パブリックコメント実施
令和8年 3月 9日	パブリックコメント実施結果公表(意見なし)
令和8年 4月 1日	耐震改修促進計画(改訂版) 運用開始
令和8年 4月 21日	常任委員会 パブリックコメント実施結果および改定計画報告

(今後のスケジュール)

令和 8年 5月	市広報誌、SNSでの耐震化促進の周知・啓発 建築関係団体(建築士会、建築士事務所協会、建設業協会、 宅地建物取引業協会)への耐震化促進の周知・啓発
令和 8年 6月	耐震出前講座の実施(尾上地区)
令和 8年 7月	耐震補助案内、耐震イベント・相談会開催案内全戸配布 耐震出前講座の実施(別府地区)
令和 8年 9月	耐震イベント・相談会の実施
令和 8年 11月	市総合防災訓練時に耐震化促進の周知・啓発